

●再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

平成 28 年度税制改正による要件・特例率は以下の通りです。

【改正前】

1.取得時期

平成 24 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 31 日

2.特例対象資産と特例率

特例対象資産		特例率
太陽光発電設備	認定発電設備	2/3
	認定発電設備 対象外設備	—
風力発電設備	認定発電設備	2/3
水力発電設備	認定発電設備	2/3
地熱発電設備	認定発電設備	2/3
バイオマス 発電設備	認定発電設備	2/3

【改正後】

1.取得時期

平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

2.特例対象資産と特例率

特例対象資産		特例率
太陽光発電設備	認定発電設備	—
	認定発電設備 対象外設備 +再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金	2/3
	認定発電設備 対象外設備	—
風力発電設備	認定発電設備	2/3
水力発電設備	認定発電設備	1/2
地熱発電設備	認定発電設備	1/2
バイオマス 発電設備	認定発電設備 (発電出力 2 万 kW未滿)	1/2



対象設備
の変更

特例率の
変更

※住宅等太陽光発電設備（低圧かつ 10kW未滿）を除く

太陽光発電設備については、平成 28 年 4 月 1 日以降の取得分からは再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得した発電設備（売電型）が対象外とされ、固定価格買取制度の対象外の発電設備（自家消費型）であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている場合が対象となります。

この場合、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知」を添付書類として提出していただきます。

3.適用期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分